特定都市河川指定に向けた検討

新潟県土木部河川管理課



荒川水系緊急治水対策プロジェクト(烏川・春木山大沢川)

令和4年度~令和8年度

~流域の関係者が連携し、土地利用を踏まえた流域治水対策を推進~

- 〇荒川流域では、国・新潟県・市町村等が連携して「荒川水系流域治水プロジェクト」を進めているところであるが、令和4年8月の豪雨により、特に支川の烏川・春木山 大沢川の溢水等により、甚大な被害が発生したことを踏まえて、以下の対策を実施する。
 - ・県では、烏川・春木山大沢川において河道拡幅や二線堤・輪中堤整備等を実施し、河川の氾濫による家屋浸水被害を防止する。
 - 市では、雨水幹線整備を重点化・加速化して実施し、被害の軽減を図る。
- ○更に、田んぼダム取り組みの推進とともに、浸水リスクの高い地域では、流域治水関連法等を活用し、土地利用規制等を検討・実施する。

氾濫をできるだけ助ぐ・減らすための対策

被害の経滅、早期復旧・復居のための対策

被害対象を減少させるための対策

流域治水養進法の活用を検討

- ■事業期間 令和4年度~令和8年度
- 事業費約92億円【県:約92億円】
- 標 令和4年8月出水と同規模の洪水に対し、 浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 〇河川における対策
- ·災害復旧(河道拡幅、二線堤整備、輪中堤整備 等)【新潟県】
- 〇集水域における対策
- ・雨水幹線の整備・検討【村上市】
- ・田んぽダムの取り組み推進【新潟県・村上市・ 土地改良区】

■被害対象を減少させるための対策

- 〇氾濫域における対策
- ・多段階な浸水リスク情報の充実【国交省・新潟県】
- ・雨水排水計画の検討【村上市】
- ・リスクが高い区域における土地利用規制 (災害危険区域等)【新潟県・村上市】

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 〇氾濫域における対策
- 流域タイムラインの運用開始

【国交省·新潟県·村上市·新潟地方気象台】

- 総合防災訓練の実施【村上市】
- ・水害リスク空白域の解消【新潟県・村上市】
- ・雨水出水浸水想定区域図、内水ハザードマップの 作成【村上市】
- 気象情報の充実、予測精度の向上 【新潟地方気象台】



河道松幅-関道7号穩架被[新潟県]

雨水幹線の整備・検討 【村上市】

【国交省·新洲県·村上市】

流域治水関連法の活用検討

【新潟県・村上市】

災害復旧(河道拡幅、二線堤整備、輪中堤整備等)【新潟県】

田んぽダムの取り組み推進【新潟県・村上市・土地改良区】

用自島間1-2号間連携



令和4年8月の大雨を踏まえた荒川水系流域治水プロジェクトの推進 ~氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策~ 高田地区における対策【国交省、新潟県】

-級河川前川

■ 河道掘削等【新潟県】

荒川本川への速やかな排水のた め、河川の土砂掘削や樹木伐採 を実施



■ 河川測量の実施【新潟県】

治水対策検討のため河川測量を実施

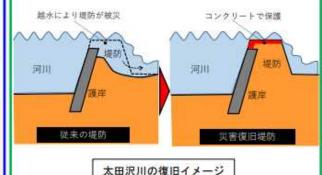


前川の治水対策については、引き 続き県・国・村で連携し検討を進め、 令和4年度末を目途にとりまとめる。

一級河川太田沢川

■ 災害復旧(河川)【新潟県】

越水による被災を踏まえ、堤防天端をコンク リートで保護することで堤防を強化する。

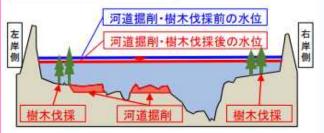


一級河川荒川

■ 河道掘削等【国交省】

河川内の土砂掘削及び樹木伐採により、河川 の流下する断面を拡大することで、荒川の洪水 時の水位を低下させ、沿川地域での内水被害 軽減に寄与する。

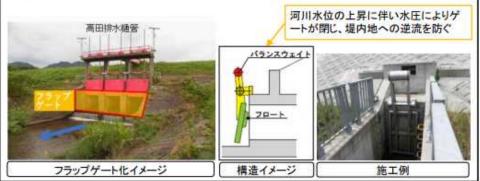
河道掘削・樹木伐採のイメージ



■ 高田排水樋管改良等【国交省】

高田排水樋管のフラップゲート化

樋管ゲートのフラップ化によりゲート開閉が自動化され、樋管操作の 軽減を図ると共に、洪水時の急激な水位上昇に対し確実な樋管操作 を行う。



排水ポンプ車等の災害対策車両 回転場(側帯)の整備

回転場の整備により、洪水時の排水ポンプ車等の迅速な配備が可能とな り、速やかに内水排水活動に着手する。



「流域治水」の施策について

集水域

河川区域



- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進める。

住まい方の工夫

①氾濫をできるだけ防ぐ •減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[県・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、 ため池等の治水利用

流水の貯留

[国•県•市•利水者]

治水ダムの建設・再生、 利水ダム等において貯留水を 事前に放流し洪水調節に活用

[国•県•市]

土地利用と一体となった遊水 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国•県•市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国•県]

「粘り強い堤防」を目指した 堤防強化等 ②被害対象を減少させるための対策リスクの低いエリアへ誘導/

「県・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、 不動産取引時の水害リスク情報提供、 金融による誘導の検討 氾濫域 浸水範囲を減らす [国・県・市]

二線堤の整備、自然堤防の保全

集水域 利水ダム の活用 ため池等の 治水ダムの 水田貯留 治水利用 建設・再生 貯留施設 の整備 バックウォーター対策 排水機場の整備 リスクが低い 地域への移転 校庭貯留 遊水地整備 河道掘削 リスクの高い地域 堤防整備・強化 河川区域

③被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策 _____

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国•県]

水害リスク情報の空白地帯解消、 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国•県•市]

長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

「企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、 BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報 提供、金融商品を通じた浸水対 策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国·企業]

官民連携によるTEC-FORCEの 体制強化

氾濫水を早く排除する

[国•県•市等]

排水門等の整備、排水強化

県:都道府県 市:市町村 []:想定される対策実施主体

特定都市河川の指定に関する検討



流域治水関連法の活用(特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

「特定都市河川漫水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号

- ○流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、 浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「流域治水関連法」が令和3年11月1日に施行
- ○特定都市河川への指定により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大

(国管理区間有:大臣指定、国管理区間無:知事指定)



流域水害対策協議会 計画策定·対策実施 構成員:河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

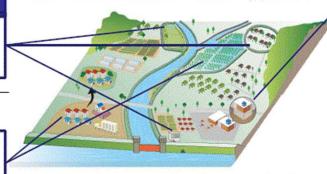
<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県

- 市町村
- 民間事業者·住民等
- ■遊水地・輪中堤・排水機場等の ハード整備
- 流域水害対策計画に位置付けられたメニュー について整備の加速化
- 水害リスクを踏まえた土地利用 規制・住まい方の工夫等
- ①**貯留機能保全区域**(洪水等を一時的に 貯留する機能を有する農地等を指定)
- 指定権者:都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

■■■雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする
- 対象:公共・民間、一定規模 (1,000m²*) 以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



②浸水被害防止区域(浸水被害が 頻発し、住民等の生命・身体に著しい 危害が生じるおそれのある土地を指定)

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築 行為を許可制とすることで安全性を確保

■■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
- 対象:民間事業者等が整備する施設
- 規模要件: ≥30m³ (条例で0.1-30m³ の間で基準緩和が可能)
- 支援策: 税制優遇、国庫補助(補助率 1/2)、地方公共団体の管理協定制度
- ・固定資産税の減税:課税標準を1/6-1/2の間で市町村の条例で定める割合に 軽減(参酌標準1/3)
- ②国有地の無償貸付又は譲与
- ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である 国有地の無償貸付又は譲与が可能

特定都市河川の指定により「できること」

「河川整備の着実な推進」や「水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係わる新たな予算・税制等も活用」することができ、法律に基づく実効性のある対策を講じて行くことが可能となる

【主な内容】

- ・流域開発による雨水の流出量を増やさない(雨水浸透阻害行為の許可①)
- ・雨水の貯留・浸透対策により、雨水や洪水の流出量を減らす

(雨水貯留浸透施設の整備②、保全調整池の指定③、貯留機能保全区域の指定④)

- ・水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり(浸水被害防止区域の指定⑤)
- ・河川管理者等による施設整備の加速化(特定都市河川浸水被害対策推進事業⑥)等



特定都市河川の指定によりできること (1)

【雨水浸透阻害行為の許可】

流域開発による雨水の流出量を増やさない

→ 雨水の流出を抑制するための規制(雨水浸透阻害行為の許可(指定と同時に適用))

【山地】

〇雨水浸透阻害行為の許可の概要

- 特定都市河川流域における宅地等以外の土地 で行う1,000㎡以上※1の雨水浸透阻害行為※2 が対象
- 雨水の流出を抑制するための対策工事を義務 付け※3(雨水貯留浸透施設の設置)
- ・都道府県知事等の許可が必要
- ※1 都道府県等の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲で別 に定めることが可能
- ※2 土地からの雨水の流出を増加させるおそれのある行為
- ※3 結果として流域の開発行為に対し条件が付くこととなる

<対策工事の事例:建物の地下に雨水貯留施設を設置>



許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地 (流出係数 小)

雨水浸透阻害行為 【林地】

【原野(草地)】 【耕地】 【締め固められていない土地】



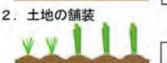
「宅地等」に含まれる土地 (流出係数 大)

【宅地】 【道路】 【水路】 【池沼】 【ため池】 【飛行場】 【鉄道線路】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

<許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例>

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更







3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置





資材置場



4. ローラー等により土地を締め固める行為





特定都市河川の指定によりできること ②【雨水貯留浸透施設の整備等の促進】

雨水の貯留・浸透対策により、雨水や洪水の流出量を減らす

→ 地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

〇雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

・一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画認定制度が創設

(認定基準(施設規模):総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が30m³以上)

・地方公共団体や認定を受けた民間事業者等は、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を整備 (雨水浸透阻害行為の対象工事を除く)する場合、予算・税制等の支援を受けることができる

<雨水貯留浸透施設の例>

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例 【平常時】 【出水時】





②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例





雨水の貯留・浸透対策により、雨水や洪水の流出量を減らす

→ 保全調整池の指定

〇保全調整池の指定の概要

- ■一定規模(100m^{3※})以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定することができる ※都道府県等の条例で引き下げ可能
- ・機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務付け
- ・都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告

<防災調整池の機能が失われた例>







従前の防災調整池

埋立て後の状況

〇保全調整池に係わる管理協定

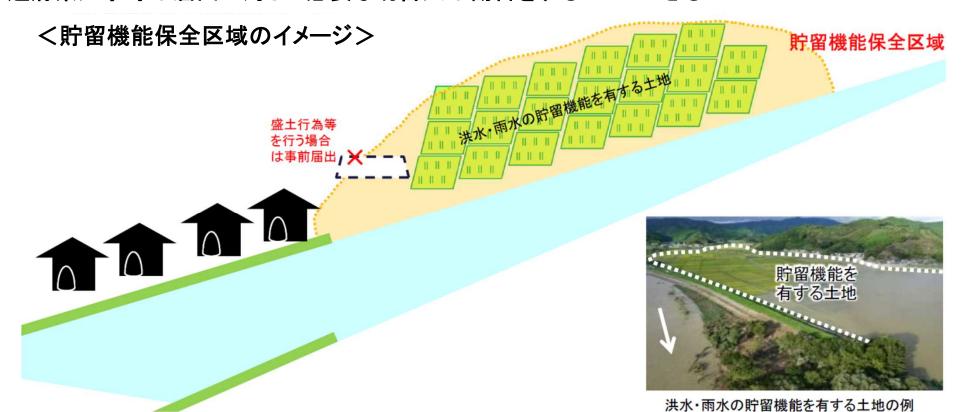
・地方公共団体が所有者と協定を締結して、管理することができる



→ 貯留機能保全区域の指定

〇貯留機能保全区域の指定の概要

- •河川沿いの低地や流域内の窪地等、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等が市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる(なお、都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。)
- ・区域内の土地で盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出なければならない
- ・都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる



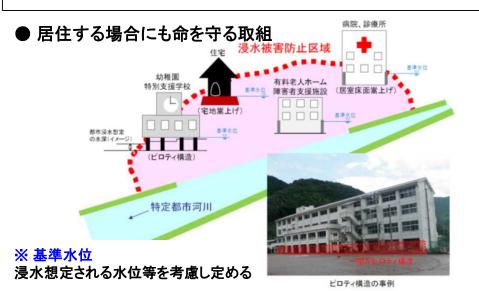
特定都市河川の指定によりできること 5 【浸水被害防止区域の指定】

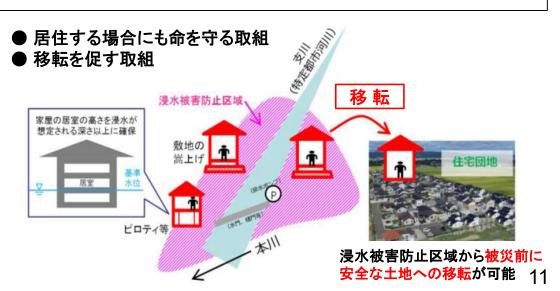
水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

→ 危険なエリアには住居を避ける、住む場合にも命を守る、移転を促す

〇浸水被害防止区域の指定の概要

- ・浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を都道府県知事が市町村 長からの意見聴取等を実施した上で指定し、開発規制・建築規制を措置することができる (なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる)
 - 居住を避ける取組
 - ・住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為の規制(開発規制) (洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可必要)
 - ●居住する場合にも命を守る取組
 - ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為の規制(建築規制) (居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可必要)
 - ●移転を促す取組(防災集団移転促進事業等の活用)
 - ・被災前に安全な土地への移転を推進(移転に関する財政支援あり)





特定都市河川の指定によりできること ⑥【流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化】



河川管理者等による施設整備の加速化

→ 既存事業の統合・リニューアルにより、流域水害対策計画に基づくハード対策を加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土 地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けら れた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的か つ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

> <交付金事業※1> 流域治水対策河川事業

<個別補助事業>

総合治水対策特定河川事業

事業間連携河川事業※2

総合内水対策緊急事業

大規模特定河川事業※2

河川•下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

事業の 一部切り出し

個別補助事業 への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

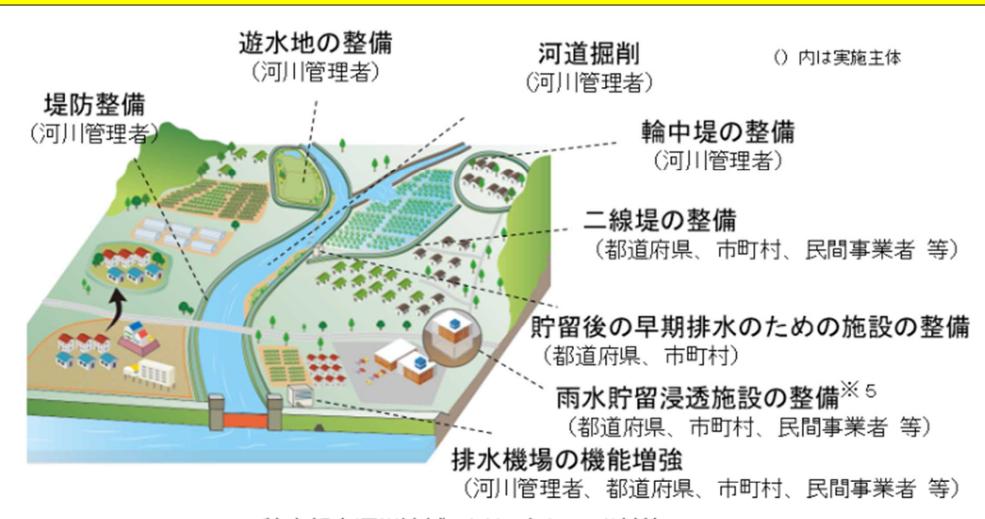
	河川対策	流域対策
事業メニュー	流域水害対策計画の策定*3 (国庫補助率1/2)	
	河道掘削、堤防整備、遊水地 の整備、輪中堤の整備、 排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設*4、 二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ <u>1/2(個別補助事業)</u>

- ※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
- ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施
- ※3 令和5年度から5年間の時限措置

特定都市河川の指定によりできること(6 【流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化】

河川管理者等による施設整備の加速化

→ 既存事業の統合・リニューアルにより、流域水害対策計画に基づくハード対策を加速化



特定都市河川流域における主なハード対策

※5:雨水貯留浸透施設の整備(R3年度に制度拡充)

実施主体:市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率:1/2 その他支援:民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

鳥川流域・前川流域等を特定都市河川に指定することの意義(メリット)

- ① 二線堤の機能の保全により下流住宅地の安全を維持(烏川流域・前川流域等)
 - → 貯留機能保全区域の活用
- ・貯留機能保全区域により、二線堤上流の洪水や雨水を一時的に貯留する機能の保全が可能となるため、下流住宅地の安全が維持できる
- ② 流域治水対策の検討・実施の進捗が図られる(前川流域等)
 - → 特定都市河川の補助事業の活用
- 特定都市河川に指定後、流域水害対策計画の検討に特定都市河川の補助事業が活用可能
- ・引き続き地元と意見交換しながら、流域水害対策計画を策定した後、計画に位置付けられた対策の実施に特定都 市河川の補助事業が活用可能
- ・この補助事業については、予算が優先的に配分されることから、対策の検討・実施の進捗が期待できる
- ③ 内水対策においても事業の優先度が高まる(烏川流域)
 - → 予算の優先配分や整備に対する補助、税制の優遇措置等
- 下水道事業においても、都市浸水対策を推進するため、交付金等の予算が優先配分される
- ・令和5年度より下水道浸水被害軽減総合事業の対象に、特定都市河川流域が追加され、雨水貯留浸透施設の規模要件も緩和されている
- ・流域対策については、特定都市河川の指定により、条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に対する補助や税制の優遇措置が可能となる
- ④ 流出抑制対策によって治水安全度の低下を防止(烏川流域・前川流域等)
 - → 雨水浸透阻害行為の許可(対策工事の義務化)
- ・ 開発行為等により現況の治水安全度が低下しないように開発者(事業者)に対策工事を義務付ける
- ・調整池等の設置を求める対象行為面積が10,000m2から1,000m2となることで、小規模な開発行為の累積による 治水安全度の低下を防止できる

特定都市河川指定に向けた検討(市町村協議・事例調査)

「特定都市河川制度」、「特定都市河川指定による影響」等について、流域市町村である村上市、胎内市、関川村と勉強会の開催や協議を重ね、理解を深めてきた

主な説明・協議事項

- 流域治水の推進
- 特定都市河川制度の概要説明
- 雨水浸透阻害行為の許可の概要
- 貯留機能保全区域の概要
- ・ 指定前後の業務分担

昭和61年8月洪水を契機に「水害に強いまちづくりモデル事業」として、古くから流域治水の考え方を取り入れた事業により二線堤等の整備を実施し、さらに、令和5年7月18日に特定都市河川指定を行った鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川を調査

■日 時:令和5年12月8日(金)10:00~16:00

■場 所:視察箇所 吉田川 新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」実施箇所、

高城川品井沼遊水地ほか

意見交換 志田谷地防災センター (宮城県大崎市)

■出席者:宮城県河川課、北上川下流河川事務所流域治水課・事業対策課

新潟県河川管理課、北陸地方整備局地域河川課

■議事概要

- ・特定都市河川指定までの関係機関との調整
- 流域水害対策計画の検討状況
- ・吉田川 新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」の取組



北上川下流河川事務所